

## 役員報酬規程（賞与）の改正案について

### 1. 概要

協会の役員の賞与については、これまで国家公務員（指定職）の賞与の支給水準を参考としており、令和4年の人事院勧告において、国家公務員（指定職）の賞与の支給月数が0.05月分引き上げられたため、賞与の支給割合の見直しを行う。

### 2. 改正案

賞与の支給水準を、現行の「年間3.25月分」から0.05月分を引上げ、「年間3.30月分」とする。

### 3. 改正時期

令和5年6月1日